

倉吉市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成27年1月

倉吉市

■ 目 次 ■

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間と対象	4
4. 計画の達成状況の点検及び評価	4
5. 倉吉市が目指す子ども・子育て支援	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	4
6. 施策の体系	5

第2章 子どもを取り巻く倉吉市の現状

1. 人口等の状況	7
(1) 人口・世帯数、世帯規模の推移	7
(2) 年齢（3区分）別人口の推移	8
(3) 人口構造	10
(4) 人口動態の推移	11
(5) 婚姻・離婚の推移	12
(6) 出生率・死亡率の推移	13
(7) 合計特殊出生率の推移	13
(8) 平均初婚年齢と出産年齢の推移	14
2. 子どもの推計人口	15
3. 子育て家庭の実態（ニーズ調査の結果より）	16
(1) 就労形態	16
(2) 日頃から子どもの世話を頼める人の有無	17
(3) 子育てに対する不安感や悩んだりしていること	17
(4) 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んだりしていること	18
(5) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること	19
(6) 子育てに関する相談相手	20
(7) 子どもを取り巻く環境	21
(8) 行政サービス等の利用状況等	23
(9) 本市に対して期待される子育て支援の充実内容	24
4. 子育て施策の現状	26
(1) 認可保育所の状況	26
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況	27
(3) 地域子育て支援センター事業の状況	27
(4) 認定こども園（幼稚園）の状況	28
(5) 母子保健事業の状況	28
(6) 就学援助の状況	30
5. 子ども・子育てにおける課題	31

第3章 基本目標と施策

1. 子どもの権利を守るための支援	35
基本施策1 子どもの権利についての普及・啓発、自主自立への支援	36
2. 子どもの学びと育ちへの支援	38
基本施策1 子どもの生きる力を育成する教育や保育の充実	38
基本施策2 家庭や地域の教育力の向上	44
基本施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	46

3. 特別な支援を要する子どもや家庭への支援	48
基本施策1 児童虐待防止対策の充実	48
基本施策2 障がいのある子ども等への支援	51
基本施策3 ひとり親家庭への支援	55
基本施策4 配慮を要する子どもや家庭への支援とネットワークづくり	56
4. 母性並びに子どもの健康の確保と増進	58
基本施策1 子どもや母親の健康の確保	58
基本施策2 「食育」の推進	61
基本施策3 思春期保健対策の充実	63
基本施策4 小児医療の充実	64
5. 働きながら子どもを育てる人への支援	66
基本施策1 職業生活と家庭生活の両立の支援	66
基本施策2 男女共同による子育ての推進	68
6. 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備	69
基本施策1 子育てに配慮した施設整備の推進	69
基本施策2 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進	71
基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進	73
7. 地域における子育ての支援	74
基本施策1 地域における子育てサービスの充実	74
基本施策2 保育サービスの充実	77
基本施策3 子育て支援のネットワークづくり	79
基本施策4 児童の健全育成	81
基本施策5 地域における子育て資源の有効活用	83

第4章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み等

1. 教育・保育提供区域の設定	85
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策等	87
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	91
(1) 利用者支援事業	91
(2) 延長保育事業	92
(3) 放課後児童クラブ	93
(4) 子育て短期支援事業	95
(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	97
(6) 要支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	98
(7) 地域子育て支援拠点事業	100
(8) 一時預り事業	101
(9) 病児保育事業	103
(10) ファミリー・サポート・センター事業	104
(11) 妊産婦健康診査	106
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	107
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	107
4. 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項	108

倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画（母子家庭及び寡婦自立促進計画） 109

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間と対象
- 4 計画の達成状況の点検及び評価
- 5 倉吉市が目指す子ども・子育て支援
- 6 施策の体系

1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

① 国の動向

国においては、急速な少子化の進行、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立感と負担感の増加、深刻な待機児童問題、地域の実情に応じた提供対策の不十分さ等に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月1日からこの法律に基づく子ども・子育て支援新制度を本格施行することとしました。

この法律により、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなりました。

市町村は、地域のニーズに基づき、支援のための計画を策定し、給付・事業を実施していく主体として位置付けられ、国、県は市町村を重層的に支えるよう役割が明確にされました。

また、この新しい制度を推進していくため、社会全体で費用を負担することとされ、消費税の増税による恒久的な財源を確保していくこととされました。

市町村は、地域のニーズに応じて、子ども・子育て支援給付（保育所、認定こども園等の施設型給付、地域型保育給付、児童手当）と地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、延長保育、病児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等）を総合的、効果的に推進するため、5年間を1期とする計画を策定することとなりました。

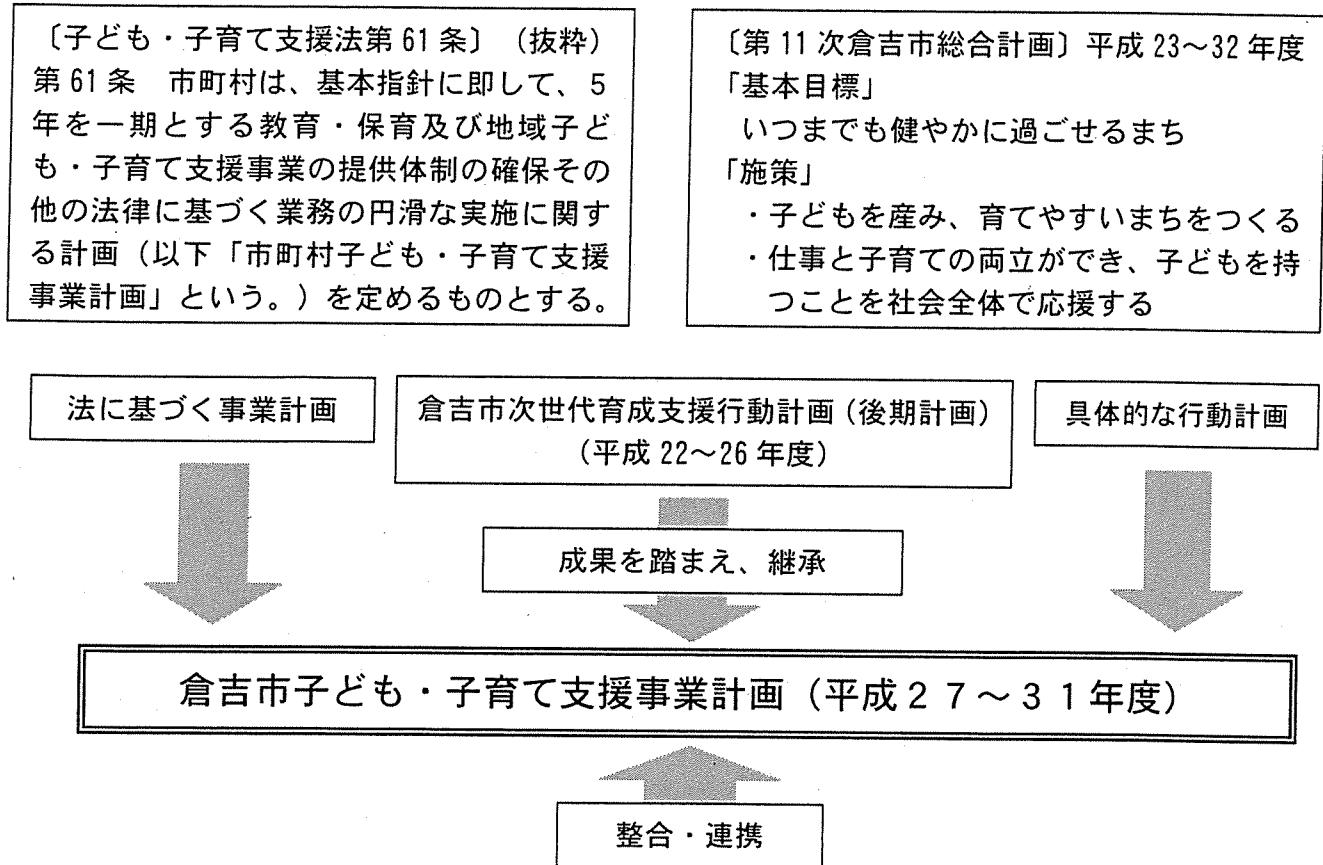
② 倉吉市における経緯

倉吉市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「倉吉市次世代育成支援行動計画」、「一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし」を基本理念として、前期計画を平成17年度から平成21年度の5年間、後期計画を平成22年度から平成26年度の5年間の計画とし策定して、各施策に基づく各種事業に取り組んできました。

この度、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間として、次世代育成支援行動計画の流れを踏襲するとともに、新たな子ども・子育て支援の総合的な計画として「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

倉吉市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



子ども・子育て支援事業計画は、「倉吉市総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画等を踏まえ、倉吉市における子どもや子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策、事業を示すものです。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法の規定に基づく次世代育成支援行動計画（後期計画）の後継計画としても位置付け、その成果と課題を検証しつつ、本市の総合計画に基づいた部門別計画に位置づけられるものです。その他の部門別計画と連携・整合を図りながら策定するものです。

3 計画の期間と対象

(1) 計画期間

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、18 歳未満の子ども及び子育て世帯とします。

4 計画の達成状況の点検及び評価

毎年度、子ども・子育て支援法に基づき設置した倉吉市子ども・子育て会議において、当該年度の計画の実施状況の把握と点検を行い、計画の達成状況及びその評価結果等をホームページ等で公表します。

5 倉吉市が目指す子ども・子育て支援

「基本理念」及び「基本方針」については、子ども・子育て支援に対する倉吉市の基本姿勢となるもので、普遍的な行政目標となることから、基本的には倉吉市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏襲するものとします。

(1) 基本理念

子育ての基本を家庭に置き、全ての市民や事業所が力を合わせ、子どもたちが健やかに育つ地域社会を築くとともに、安心して子どもを生み、子育てに希望と喜びを感じられるまちづくりを目指します。

【基本理念】

一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに育つまち くらよし

(2) 基本方針

一人ひとりの子どもが、人としての尊厳と権利を守られながら豊かな愛情をもって育てられ、また、すべての親が子育てを楽しみ子どもとともに成長していくよう支援するとともに、子どもの成長や子育てを地域をあげて応援し、心豊かな地域社会を築いていくことを目指して、次の基本方針を踏襲します。

【基本方針】

- すべての子どもの人権が守られ幸せに育つことを支援
- すべての親がゆとりと喜びをもって子育てできることを支援
- すべての子どもや家庭を応援する地域社会への支援



6 施策の体系

